

天理市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

天理市教育委員会  
教育長 伊勢 和彦

天理市教育委員会規則第5号

天理市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

天理市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年4月天理市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

第23条 学校施設（校地、校舎、運動場、その他直接教育の用に供する土地、建物及びこれら土地、建物に附属するものをいう。以下同じ。）の全般的な管理責任（天理市立学校体育施設の開放に関する規則（平成12年9月天理市教育委員会規則第10号）の規定及び第26条の規定により使用する場合を除く。）は、教育委員会が負うものとする。

ただし、専ら学校教育の目的により使用する場合の管理責任は、学校長が負うものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。